

令和 7 年度第 1 回
滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時：令和 7 年(2025年) 9 月 2 日(火)

午前10時30分～午前11時40分

場所：滋賀県大津合同庁舎 7 階 7－A会議室

出席委員：

14 名中 12 名出席

会場出席：石田龍一委員、川崎委員、平松委員、家森委員

WEB 出席：石川委員、石田裕子委員、伊藤委員（代理 深田様）、岡委員、岸本委員、
田中委員、畑田委員、前迫委員

欠 席：荒木委員、福原委員

議 題：

- (1) 鳥獣保護区特別保護地区の指定について（諮問）
- (2) 自然共生サイトの連携に向けた取組について（報告）
- (3) 侵略的外来水生植物対策の新しい目標について（報告）

配布資料：

- ・次第
- ・委員名簿、配席表
- ・議題（1） 資料 1－1、1－2
- ・議題（2） 資料 2－1、2－2
- ・議題（3） 資料 3

会議の概要：

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和 7 年度第 1 回滋賀県環境審議会自然環境部会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は 14 名中 12 名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・琵琶湖環境部長が挨拶を行い、その後、部会長が議長となり、議事の進行が行われた。
- ・議題について審議がなされた。

議題（1）：鳥獣保護区特別保護地区の指定について

＜事務局から鳥獣保護区特別保護地区の指定について説明を行った＞

事務局の説明後、各委員から次の意見、質問等があった。

委員：

豊かな自然環境でしか生息できない鳥が多く生息しているので、継続して指定し、守っていただきたい。

委員：

基本的に賛同している。湖西の中山間地域は、県内でもシカやクマによる食害の深刻な地域でもある。保護と被害の対策のバランスを地元の方々の目線でどのように検討されているか。

事務局：

この区域においても捕獲許可に基づく鳥獣捕獲が行われており、この保護区の指定後も被害があった場合は、有害捕獲等で対応していきたいと考えている。

委員：

過去3ヶ年の有害鳥獣捕獲等許可件数として、令和4年度に4件、令和5年度に4件、令和6年度に4件とあるが、何の捕獲をされたのか。

事務局：

今はわからないが、問い合わせをすれば分かる。

委員：

5ページの鳥類と獣類は、保護対象という意味合いで記載されているのか。

事務局：

鳥類については、2年間の業務委託で調査を行っており、その中で見られた鳥類を全て掲載している。その中で希少な種、具体的には滋賀県レッドデータブックに掲載されている種にアンダーラインを引いている。

獣類については、調査は行っておらず、市町への聞き取りや、その他の方法で生息が確認された種を記載しており、同じくその中でも滋賀県レッドデータブックに掲載されている希少な種についてはアンダーラインを引いている。

委員：

5ページで、サルとシカについては、ニホンザル、ニホンジカと記載されているので、カモシカについても、ニホンカモシカと記載した方が良い。

ニホンカモシカに関しては、例えば長野県では天然記念物に指定されているが、増え過ぎて駆除の対象になっているので、10年間の内に個体数が増える可能性もあると思うので、モニタリングをしっかりとお願いしたい。

委員：

この指定を機にモニタリング調査を行う予定はあるか。

事務局：

天然記念物のニホンカモシカは文化財保護課で所管しており、一定の状況を把握していると思う。その情報を共有させていただきながら、個体数の調査の可能性についても検討していきたい。

部会長：

種名等の語句を修正していただくということをもって、決をとらせていただく。特別保護地区として指定することが適当と認めて答申することに賛成の方は挙手をいただきたい。

<全員賛成>

部会長：

全員に賛成いただいたので、決議させていただく。

議題（２）自然共生サイトの連携に向けた取組について（報告）

<事務局から自然共生サイトの連携に向けた取組について説明を行った>
事務局の説明後、各委員から次の意見、質問等があった。

委員：

事務局から説明のあった数値目標を達成するためには、公的な取組だけでは限界があるので、企業など様々なステークホルダーに参加してもらうことが必要。ただし、自然共生サイトの認定にはそれなりにハードルがあるので、ネットワークの取組を通じて、ノウハウ、技術的なサポートで認定につなげるという二段構えのような構想だと思う。

まず、ネットワークに入ることにもハードルがあると思う。具体的なゴールとして認定を視野に入れている企業であれば、ネットワークに入ることの意味や必要性を認識されているかもしれない。何となく環境のことを取り組んだ方が良いかもしれないが具体的なアイディアはない、認定も視野に入っていない、そういった企業などのプライベートなステークホルダーにネットワークに入っていただくには、それなりの工夫が必要だと思う。門を開けているだけでは誰も入ってこないような気がする。このことについて事務局はどのように考えているのか。

次に、この認定に対して既に手を挙げている企業や、これから手を挙げる企業もおられると思うが、そういう企業は元々CSR的な側面で、環境に対する外部的な貢献をしたいという考えがあると思う。そういった企業以外の、何となく関心がある企業にこういう目標に参加してもらうためには、何らかのインセンティブが必要だと思う。

それは、必ずしも金銭的なインセンティブである必要はない。単に「認定を目指しましょう」では、おそらくそれほど広がらない。それをする事で、より社会から明示的に認められる、例えば、県が認定された企業をクローズアップして、よりパブリックに認知されるような仕掛けをするなど、その裾野を広げるためにもう少しそのインセンティブのことを考

える必要があると思う。

特に中小企業は、漠然とした環境に対する改善のアイデアを持っていたとしても、それに対して割けるリソースはそれほどない場合が多いと思う。意識はあるが、具体的な行動を起こせないような中小企業がすんなり入って認定までつなげるような仕掛けは、法的な枠組みで考える必要があると思う。

最後に、龍谷大学と立命館大学が既にこのネットワークの中に入っておられるが、学術的な連携とは、具体的にどういうことをしようとされているのか。

事務局：

1点目については、これまで業務委託で、生物多様性のポテンシャルが高い地域や、生物多様性保全に関する取組を行っている地域団体などを調査している。企業からは、活動したいが場所がない、良い団体があれば支援したいという声も聞いている。そういう地域や地域団体と、企業をマッチングさせることによって、自然共生サイトへ結びつけていくことを考えている。

ネットワークの門戸は広げつつ、入った後のフォローがないと認定に結びつかないので、認定に向けた取組を支援する企業や地域については、県で何件かピックアップして認定数を増やしていきたいと考えている。

2点目については、企業に対するインセンティブを検討しているところ。現在の取組としては、企業の生物多様性保全の取組に対して認証制度を設けている。取組状況に応じて星1つから3つまでで認証し、認証した企業に認証マークをつけていただいている。県のPR不足で県民に広がっていない面もあるが、生物多様性保全に取り組んでいる企業というアピールをしていただけるようにしている。

経済的なインセンティブについても検討しており、例えば、県の入札において、生物多様性取組の認証企業については入札上の加点をすることができないかを庁内で調整しているところ。

3点目については、既に大学連携の委託研究で龍谷大学と生物多様性保全に関する指標の開発を目指している。7月には研究開発の始動についてアナウンスがあったところ。開発された指標は、県の取組に活かしていきたい。

委員：

立命館大学との連携はあるか。

事務局：

立命館大学も自然共生サイトの認定を申請されたと聞いている。学術面での連携について具体的な話はできていないが、今後立命館大学とであれば何ができるかを話しながら、このネットワークにも活用できることを考えていきたい。

委員：

認証制度は、県は様々な分野で認証を通じた何らかの制度への参画を促進しているが、その認証が社会に広く認知されているとは必ずしも言えないような状況も少なくない。認証

はそれ自体が目的ではなく、その制度が広く社会に認知されて、その認証を受けた企業が社会から環境に対するより高い取組をしていると認識されることで初めて認証の意味が出てくる。星の数で認証するのは良いが、その認証が社会に対してどのようにアウトリーチしていくかという点に思いを巡らせていただきたい。

委員：

私の住んでいる市や、県立大学がネットワークに入っていない。県内の大学も含めて、理解を広めて少しずつ参加していただき、その中でさらに自然共生サイトへの理解も深めて、取組が増えていくように橋渡しをお願いしたい。

今年3月17日に立命館大学で開催された生物多様性情報交換会に出席し、各自然共生サイトの代表的な取組などを聞かせていただいた。困難なことや、良いことを出し合って共有し、今後ネットワークの中でさらに深められることを願う。

委員：

例えば米原市は伊吹山があるので、かなり熱心に取り組んでおられると思う。県内の全ての市町にネットワークへの参加を呼び掛けられ、手を挙げられたのが、このリストに挙がっている市町ということか。

事務局：

県内の全ての市町に声掛けしている。このネットワークで具体的にどういうことに取り組む、どういうことを市町に協力していただきたいかの説明が、少し不十分なところもあったと反省している。今後取組を進める中で、取組の情報を共有させていただき、参加していない市町にもぜひ参加していただきたい。

委員：

シカは市町で共通の課題になっていると思う。クマの問題にしても、こういうときどうした、こうすると上手くいく、そういった情報共有のプラットフォームとしてもこれから活用されていくと思うので、できるだけ市町は、このネットワークに参加して環境に関する意識を持っていただき、それを市町の住民に広げていくことで、上手く循環されると良いと思う。

委員：

県の「琵琶湖+30%」という目標が、実際のステークホルダーに浸透するためには、市町が存在が非常に重要だと思う。県の考えが、企業やボランティア団体、市民にアウトリーチするところで、市町の役割が非常に重要。

市町は、この案件は主に自然環境系の部局を通じたものになると思うが、ある程度の規模や環境意識のある企業以外はなかなかチャンネルを持ってないと思う。企業を巻き込むのであれば、商業系の部局がチャンネルを持っているので、この取組は単なる環境の取組ではなく、産業の振興にも繋がる側面を含んでいるので、むしろそちらのチャンネルからより多くの企業に発信していくこと、複層的なチャンネルでの発信が重要になると思う。

議題（３）侵略的外来水生植物対策の新しい目標について（報告）

＜事務局から侵略的外来水生植物対策の新しい目標について説明を行った＞
事務局の説明後、各委員から次の御意見、御質問等があった。

委員：

オオバナミズキンバイもナガエツルノゲイトウも、淀川流域、特に淀川本川でもかなり深刻な問題になっているので、早期に県を挙げて対策していただけるのはありがたい。

県と地域が連携するとのことであるが、その地域というのは地元自治体なのか、あるいは地域のボランティア団体とか NPO などを想定しているのか。

また、今年度は大津と守山の２ヶ所であるが、どの程度の方に参加していただける見込みがあるのか。

事務局：

１点目については、地域の状況によって考えていきたい。今年度は、地元の漁協に協力していただいて実施するが、その地域と相談し、ボランティア団体など様々な主体と連携できると考えている。

２点目については、今年度のモデル事業は、３週間に１回の頻度で駆除することで局所根絶に近い状況ができるかどうかを検証するという意味合いで、試験的に２ヶ所を選定して実施している。

３週間に１回の駆除で発生を抑えられるという研究の検証は、琵琶湖の雄琴湾で行われており、雄琴湾では３週間に１回の駆除である程度発生を抑えられたという研究結果だった。河川や、入り組んだ水路等で検証された訳ではないので、今回はそういう場所を選んだ。この２ヶ所については、地域の漁協に協力をお願いして実施している。

委員：

３週間に一度は市民活動として考えると、かなり頻度が高いと思う。

事務局：

県の対策では概ね２ヶ月に１回程度でその場所を駆除することにしており、その間を地域で駆除すると、３週間に１回の頻度で駆除できるというスケジュールで、実際にそれができるのかという検証も含めて事業を実施している。

委員：

ぜひ検証していただき、どの程度の頻度で駆除を行えば圧をかけて抑えられるのか、まだ知見がそれ程多い訳ではないと思うので、実践的な例として検証すれば、他の地域にも広がっていくと思う。

委員：

オオバナミズキンバイは、3週間に1回の駆除モデルとなっている。ナガエツルノゲイトウも200㎡以上の群落は、同じ程度の数ポイントされているが、どのように考えているか。

事務局：

3週間に1回の駆除に関する研究はオオバナミズキンバイのもので、ナガエツルノゲイトウに関しての研究は把握していない。今回の検証は両種を対象としており、今後3週間ルールがナガエツルノゲイトウにも適用できるかについても検証したい。

委員：

オオバナミズキンバイの場合、200㎡を回収するのに、1日何人で、何日かかるのか。これまでの実績で、ある面積を除去するために、どの程度の人数と時間がかかるといったデータを持っているか。

事務局：

生育状況にもよるので、具体的に何㎡が何人で何日というのは、簡単に言えないが、昨年度の実績では、県全域での平均で、1人当たり1日で20㎡程度を人力で駆除していた。

モデル事業では駆除後に再生した個体や、現場で取り残した断片をいかに除去していくかが重要になる。このモデル事業で地域の人たちに行っていただくのは、こうした再生した個体や断片の回収を想定しており、大規模な群落の駆除等を、地域を担っていただくことは想定していない。

委員：

資料で200㎡以上の群落は、ナガエツルノゲイトウは4ヶ所、オオバナミズキンバイは6ヶ所になっているが、もっと増えているかもしれないし、大規模になっているかもしれない。淡々とやっていっても除去が難しいので、一挙にこういう大きな面積を潰せないのか。これまでもボランティアの方などが、様々な形で地道に取り組んでこられたが、大面積のもののポイントまで分かっているので、集中的に対策を講じる予算をつけるような計画はないのか。

事務局：

200㎡以上の群落の場所はわかっているが、ほとんどが機械で駆除ができないような場所である。例えば、他の植物と混生していたり、根を地面に下ろしてしまっているような水際であったり、河川の機械で入れないような場所である。また、他の地域へ分布拡大が起これにくいような閉鎖的な場所が残っている状況で、他の地域に分散しやすいところはきちんと予算をつけて対策している。

委員：

閉鎖系でも台風や風が吹いて外に出て行くチャンスはいつもプールされている。閉鎖系であっても、拡散するソースがあることになる。ソースを潰しながら日常的には船の運航や、

他の在来植物への影響がない程度に、ある意味共存を許容していくことはあると思うが、大面積は積極的に駆除していこうという方針を立てたのであれば、閉鎖系であっても積極的に取っていただきたい。

琵琶湖の外来種が、地球温暖化の水温の上昇も含めてもっと広がる目があり、勝手に衰退していくことはないことを考えると、ポイントを落とせている今の内に閉鎖系であっても取れると良いという希望を持っているので、検討をお願いしたい。

部会長：

活発なご意見を頂戴し、円滑な議事進行にご協力いただき感謝申し上げます。進行を事務局にお返しする。

事務局：

本日は長時間に渡り、議論いただき感謝申し上げます。

これにて、令和7年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部会を終了する。